

事務事業マネジメントシート(平成22年度実績と平成23年度計画)

平成23年 5月30日 更新

事務事業名		一時保育助成事業（一時預かり助成事業）				<input checked="" type="checkbox"/> マニフェスト関連		<input checked="" type="checkbox"/> 全庁横断課題関連		<input type="checkbox"/> 集中改革プラン関連	
総合 計画 体系	政策 施策 基本事業	4 18 58	みんな元気で笑顔あふれるまちづくり 子どもを見守り、育てる地域づくり 子育てと仕事の両立支援	所属部 所属課 所属班	健康福祉部 子育て支援課 子ども保育班	課長名 担当者名 (内線)	中嶋 万喜 上田 民子 2355				
予算科目	会計 一般	款 3 項 2 目 3 事業連番 10567	法令 根拠	熊本県特別保育事業補助金交付要綱合志市 特別保育事業費補助金交付要	成果優先度評価結果 コスト削減優先度評価結果	⑤ ⑨					
終了・開始年度		□ 22年度で終了 □ 22年度から開始	事業期間	□ 単年度のみ □ 単年度繰返 (開始年度 □ 期間限定複数年度 (~ 年度)	18 年度)						

★事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

【事業の内容】	専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病、断続的勤務など勤務形態の多様化等に伴う、一時的な保育受入れに取組む市内保育所に対し補助金を助成する。 (開始した背景・きっかけ・今後の状況変化を含む) 平成21年度4月の児童福祉法改正により、法に基づく事業（名称も一時預かり事業）となり、国補助を受けるための基準が高くなつたため、認可保育園で補助金を受けることが困難な状況となつた。H21年度は事業実施中でもあつたため、市の単独事業として行つた。以降は平成21年8月より、保育室2箇所（ヴィーブル内「まっぽ保育室」、須屋地区に「わかば保育室」）を一時保育施設（委託事業）として実施し、受け入れ態勢の強化を図つた。（ただし、国のH20年度補正予算措置された緊急雇用創出事業臨時特例交付金により、県に基金造成された「ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用。H23年度末までの期間事業） 平成22年度、平成23年度は本事業を休止する。
【業務の流れ】	①補助金交付申請書（添付：補助金所要額調査書・事業計画書・事業収支予算書）の受付、審査②交付決定伺い③交付決定通知書④実績報告書（添付：事業報告書・補助金精算額調査書・収支精算書）⑤補助金交付請求書⑥補助金支払（支出負担行為、支出命令書等）
【主な予算費目】	補助金

1 現状把握の部 (DO、PLAN)

(1)事務事業の目的と指標	新規・拡充区分 23年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN)
①手段(主な活動) 22年度実績(22年度に行った主な活動)(DO)	平成22年度、平成23年は、この事業を休止する。委託事業として平成21年度より新たに2箇所で実施した(11415)一時保育委託事業は平成23年度まで継続して行い、国補助基準に乗せる保育園があれば、この助成事業を再度実施する。
①活動指標(事務事業の活動量を表す指標) ア:就学前児童数 イ:	(単位) 人 予算の主な増減の理由
②対象指標(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等 ・認可保育所 ・認可保育所に入所していない児童	(単位) 人 ②対象指標(対象の大きさを表す指標) ア:一時的に保育が必要な就学前児童数(延べ人数) イ:一時保育実施園数 園
③意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) 保護者のパート就労等の勤務形態をサポートする。また、突然的な事情で保育が出来なくなつた場合(傷病、出産、冠婚葬祭及び育児疲れの解消等)のサポートと、そのような事態への不安の解消。	(単位) 人 ③成果指標(意図の達成度を表す指標) ア:一時保育の利用者数(延べ人数) イ:

*③成果指標設定の理由と23年度目標値設定の根拠

平成23年度はこの助成事業を休止するため、目標値は設定しない。(11415一時保育委託事業は実施する)。

(2)各指標・総事業費の推移			単位	20年度実績(決算)	21年度実績(決算)	22年度目標(当初予算)	22年度実績(決算)	23年度目標(当初予算)	24年度予定	25年度見込	総トータルコスト 全体計画 ~ 年度
① 活動指標	ア イ	人	3,619	3,728	3,800	3,854	3,891	3,964	0	0	
② 対象指標	ア イ 園	人	3,200	2,416	0	0	0	3,500	0	0	
③ 成果指標	ア イ	人	2,617	2,416	0	0	0	3,500	0	0	
投 入 量	財 源 内 訳	国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他	千円	1,233							(期間限定複数年度のみ記載)
人 件 費	正規職員従事人数 延べ業務時間	人 時間	4 122	4 120	0	0	0	4 120	0	0	0
	(A) 事業費計 (A)のうち指定経費 (A)のうち時間外、特勤	千円	1,850 1,850 0	946 946 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0	0
	(B) 人件費計	千円	488	477	0	0	0	494	0	0	0
	トータルコスト(A)+(B)	千円	2,338	1,423	0	0	0	494	0	0	0

事務事業名	一時保育助成事業（一時預かり助成事業）	所属部	健康福祉部	所属課	子育て支援課
-------	---------------------	-----	-------	-----	--------

2 評価の部 (S E E)

*原則は22年度の事後評価、ただし複数年度事業は22年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	①22年度目標達成度評価 事務事業の当年度実績は当年度目標値を達成したか、未達成の場合その原因は？	□達成した 平成22年度はこの事業を休止するため、目標は設定していない。	□達成しなかった ⇒【原因】 □達成しなかった ⇒【原因】 平成22年度はこの事業を休止するため、目標は設定していない。
	②23年度目標達成見込み 事務事業の次年度目標値に対して次年度の見込みはついているのか？	□目標達成見込みあり ⇒【理由】 □目標達成は厳しい ⇒【理由と対策】 平成22年度はこの事業を休止するため、目標は設定していない。	
有効性評価	③成果の向上余地 次年度以降にこの事務事業の成果を向上させる余地はあるか？成果が頭打ちになってないか	□向上余地がある ⇒【理由】 □向上余地がない ⇒【理由】 児童福祉法の改正により、国庫補助対象となる事業とするためには、一時保育を片手間ではなく、事業として実施する保育園が必要であり、今後検討をしていく。	
	④類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	□他に手段がある ⇒（具体的な手段、事務事業） □統廃合・連携ができる ⇒【理由】 □統廃合・連携ができない ⇒【理由】 平成22年度4月の児童福祉法改正により、認可外保育所でも、自治体が認める場合は補助対象とできるようになった。ちょうど、平成20年度の国補正予算により、雇用対策として2箇所で一時保育委託事業を開始することができたが、平成24年度以降に継続するためには検討が必要。また、ファミリーサポート事業との連携等も必要である。	□他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑤事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）	□削減余地がある ⇒【理由】 □削減余地がない ⇒【理由】 全園で実施をするよりも、拠点としていくつかの保育園に限定することによって、人件費・光熱費等を削減できる。	
	⑥人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできなか？（アウトソーシングなど）	□削減余地がある ⇒【理由】 □削減余地がない ⇒【理由】 全園で実施をするよりも、拠点としていくつかの保育園に限定することによって、人件費・光熱費等を削減できる。	
公平性評価	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	□見直し余地がある ⇒【理由】 □公平・公正である ⇒【理由】 保護者が利用した日数の分だけ利用料を支払うこととし、2箇所の委託事業については市が事業に深く関与することができたため、所得に応じた減免も行っており、受益者負担は適正である。	
	⑧行政の役割分担の適正化 事業事務のやり方や手段においてこれまでの行政、市が行ってきた範囲を住民や地域・団体に移行できないか？	□見直し余地がある ⇒【理由】 □役割分担は適正である ⇒【理由】 ファミリーサポートセンター制度がもっと地域に浸透し、地域（近所のサポートー等）で預かることが広まれば、事業を縮小することも可能である。	

3 評価結果の総括 (S E E) ※事務事業全体の振り返り、成果及び反省点等を記入

保育所で行う一時保育事業については、地域に開かれた保育園として一定の効果を期待できたが、市の就学前人口の増加と、預けたいと思う保護者の増加により、通常保育事業において、多数の待機児童を抱える状況となった。そのため保育所に余裕がない状態となっており、一時保育を断られたという市民からの苦情が出てきた。そのため、平成21年8月から（平成23年度まで行う国の緊急雇用対策事業として）一時保育委託事業を2箇所の実施した。2箇所は22年度中は、ほぼ満杯の状態であった。そのため、平成22年度及び23年度を保育所による一時保育事業を一時休止しているが、今後「一時保育事業」をどのような状態に持っていくか検討が必要である。

4 今後の方向性（事務事業担当課案）(P L A N)

(1) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・複数選択可

- 廃止 休止 目的再設定 事業統廃合・連携 事業のやり方改善（有効性改善）
- 事業のやり方改善（効率性改善） 事業のやり方改善（公平性改善）
- 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

一時的に保育を必要とする保護者のニーズはあるため、地域の人の活用、ファミリーサポート等との連携も検討する。

(2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)

	コスト		
	削減	維持	増加
成果	向上		
	維持		
	低下		

(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策